土地利用方針を明確に…………

「農業振興地域整備計画」認可になりました

昭和四十六年に本村全域が農業振興地域として指定をうけ、その後諸調査と整備計画作成に努めてきましたが、「昭和四十九年四月十五日」に認可されました。

その主な内容は次の通りです。

◇農業振興の基本構想◇

農地の大部分を占める水田の整備開発を柱とする。耕地を用途別に分類して、土地基盤整備、農道の整備拡充をおこなって、大型機械化体系を可能にし、田畑輪換のできる高能率的な土地利用を図る。

◇農用地の利用計画等◇

本地域の農用地区域を設定するにあたっては、地区内農地、田畑、樹園地、採草放牧地について設定する。基幹作物である水稲栽培の合理化、大中型機械の導入による生産性の高い協業組織経営と野菜類の生産、養豚、養鶏、特に酪農の近代的、合理的な複合経営を目指している。その中にあって住宅団地造成、工業団地造成、観光開発予定地等開発が進むものと想定される国道一一六号線沿い及び各県道沿いの一部、岩室温泉街の周辺と山沿い並びに山間の水田、畑を除いた地域を振興地域として土地基盤整備事業、農業近代化施設整備事業、農道整備事業を積極的に実施して土地の団地化を促進し整備を図る。

このように農業の位置づけ、土地利用方針を明確にして農業経営を地域全体の中でシステム化し、総合的開発計画による調和のとれた健全で魅力ある村づくりを推進する。

◇農業近代化施設計画◇

最近の農家の兼業化と労働力流出、農地の資産的保有化傾向等の社会的、経済的背景のなかで、経営的対応として、生産組織化の進展を目指し、大型機械、施設等を導入し近代的な自立経営農家の育成を図り本村の農業近代化を推進する。

今後、農地は………

農用地区域内の農地については次のようになります。

①土地利用は制限されます。農地転用の許可ができなくなります。

②国の補助事業や融資事業が集中的に行なわれます。

土地基盤、農業の近代化施設の整備事業など、その実績が長期にわたる施策はこの地域だけで行なわれることになります。

③税制上の優遇措置がとられます。

農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を図る場合に農業委員会が行なう「農地移動適正化あっせん基準」にもとづいたあっせんにより農地等の譲り渡しがされたときは、譲り渡した者には譲渡所得税を、取得した者には登録免許税の軽減等があります。

④国有財産の利用が促進されます。

⑤生活環境施設の整備が促進されます。

以上が「岩室農業振興地域整備計画」の内容の一部です。不明な点や詳しいことについては、いつでも役場農政課へ問合せ下さい。

◁重点作目と生産目標▷

作目名／年次	米 作付面積	米 単位当り収量	米 生産量	乳牛 飼養頭数	乳牛 単位当り収量	乳牛 生産量
現況(S47)	1,325ha	520kg	6,890t	260頭	5,200kg	1,350t
目標(S57)	1,180	600	7,080	450	5,600	2,520

作目名／年次	いちご 作付面積	いちご 単位当り収量	いちご 生産量	肉豚 飼養頭数	肉豚 単位当り収量	肉豚 生産量
現況(S47)	26ha	1,100kg	296t	1,064頭	60kg	64t
目標(S57)	露地 35 ハウス 6600m²	1,200 2,250	420 148	5,000	60	300

◁土地利用の構想▷ (本村総面積3,615ha)

区分／年次	農用地面積	山林，原野	宅地面積	工場用地	道路等公共施設用地	その他面積
現在(昭和47年)	1,564ha	1,316ha	113ha	6ha	597ha	19ha
目標(昭和57年)	1,323	1,316	250	48	651	27
増減	△ 241	0	137	42	54	8

本間俊平 顕彰会

設立発起人総会

郷土間瀬が生んだ偉人、本間俊平先生の至誠篤行の人がらと求道者として、偉大な生涯を顕彰して永く後世に伝えんがため、本間俊平顕彰会が設立された。

去る四月十一日設立総会が開かれ、役員は次の通り。

◎会長 横山喜八郎◇副委員長 山本芳太郎、田中高蔵、早川喜五郎、小林盛夫、堀井正雄◇監事 山上一夫、宝賀越亥◇募金委員長 田中高蔵・副委員長 田中一郎、本間八十太郎、田中四郎・常任委員 中村徳治、石塚栄司、石塚次郎、篠原スイ、武藤源治郎・委員 五十嵐清一、中島仲吉、田中菊代、田中キミ、小坂カソ、本田ツイ、斎藤ヒサ子、堀井正雄、竹内二作、本間兵治、渡辺茂樹、吹井和一郎、大岩安平、後藤教蔵、宝輪儀一、和田高明、渡辺信太郎、青柳正亥、有坂正家、高橋輝彦、金川藤二郎、八木主英、山上勇雄、竹内以知司、瀬戸川一夫、木部久弥、三富重次郎、成田七治、小川弘、阿部元一本間昇二、鷲沢宰一、後藤由郎、宮野源一郎、大越要一、竹内松太郎、池上源蔵、加藤弥吉、石倉正義、青柳喜一、亀山彦治、本田政雄、川上忠氏、阿部仁作、月岡登、山県信栄、山上四郎、藍沢六郎、大越安之亟◇施設委員長 鈴木哲夫・副委員長 辰島嘉一、阿部喜八郎・常任委員 本間島一、中村長太郎、宝力三六、渡辺謙一、波音正太郎・委員 田中善明、田中兼一、本間久作、竹内一義、本間俊雄◇運営委員長 岡本正明・副委員長 鳳気至道雄、木村要・常任委員 五十嵐浄尊、高山卓爾、阿部佐之吉、佐藤幸男、寺沢多佐雄・委員小宮富郎、三部正彦、高島一郎、小林壬子郎、本間要松、伊藤喜一、金子佐◇事務局長 金子誠一・次長 大岩修作、和田昇、小林強・幹事樋浦昭二、後藤昇二、石添義克、巻田喜次郎

飲酒運転をやめよう

緑・と・太・陽・を・満・喫・

盛況な『村民楽しく歩く会』

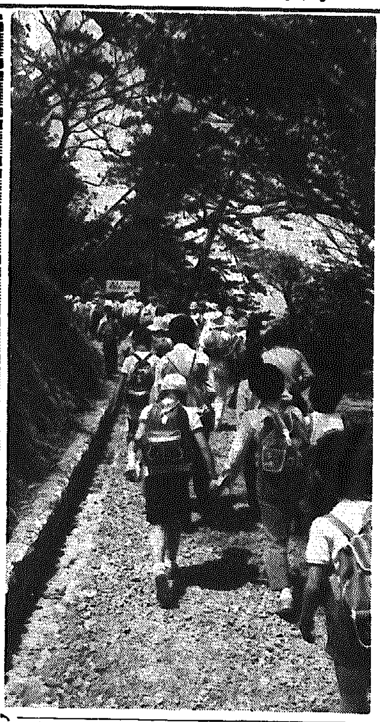

歩くことによって体力づくりと、家族、友だちの親睦を目的で「村民楽しく歩く会」を、村、公民館、体育協会、勤労親和会で催し、八十四才のおじいさんからお母さんにおんぶした赤ちゃんまで約三百人の参加で盛況でした。

午前十時村長を先頭に間瀬小学校前を出発、見事に茂る松の間をぬって海岸沿いの遊歩道を歩き、真夏を思わせるような暑さに汗びっしょりになって、全員元気な足どりで越後七浦観音まで三キロの道を歩いた。

観音様の前に車座になって、大きな味噌汁の鍋をかこみ、にぎりめしにかぶりつき、老若を忘れてみんなニコニコ顔の楽しい一日でした。

計量器の定期検査

計量器を使って商売する人は、種類のいかんにかかわらずもれなく検査を受けなければなりません。

取引きや証明に使用する計量器も有償無償を問わず検査の対象となります。

この検査を怠ると五万円以下の罰金を科せられることがありますから必ず検査を受けて下さい。

〔六月十二日〕
○間瀬地区 間瀬支所で午前九時から午前十一時まで
○岩室地区 岩室公会堂で午後一時三十分から午後四時まで

〔六月十三日〕
○和納地区 役場体育館で午前九時から午後四時まで

労働問題の基本を体系的に勉強し
労働法を身につけよう!!

昭和49年度
労働通信教育講座の
受講者募集

☆講座期間 昭和49年7月～昭和50年3月
☆募集期間 昭和49年4月1日～6月30日まで
☆受講料 1コース 4,800円

基本コースと専門コースに分かれています。くわしくは新潟県労政課(労働教育係)まで。電話 (0252) 23—5511 (内線3235)

人権コーナー

あなたは、人権擁護委員をごぞんじですか

岩室村には、村長の推せんを受けて法務大臣から委嘱された人権擁護委員がおります。困りごと心配ごとがありましたら人権擁護委員に相談しましょう。

委員を介しての話し合いで、シコリを残さず円満解決をした例がたくさんあります。

あなたの人権擁護委員はこの方です

・伊藤喜一さん 和納四区 (二—二二六一)
・阿部誠治さん 夏井 (二—二八五九)

私達の人権は、正しく守られているでしょうか

私達の日常生活に水や空気が欠かせないように私達が幸福な生活を送るにはお互いに人権が尊重されなければならないでしょう。

この大切な人権は、みなさん方の不断の努力によって保持しなければなりませんが、あなたの地域の人権擁護委員は、みなさんのよき相談相手になります。

人権擁護委員の活動は

病弱な老母の医療費を息子夫婦が出してくれないため、老母は無理に日雇いや行商などでお金の工面をしていることが人権相談で判明しました。人権擁護委員はねばり強く息子夫婦と話し合いを重ねた結果、扶養義務の履行を確約させることができました。

隣家のドブやトイレットの悪臭や害虫の発生など小公害と呼ばれる人権侵犯はとかく隣人間との感情問題になりやすく、両家のニラミ合いがつづく場合があります。人権擁護委員の説得で防止処置がとられました。

人権相談を利用しませんか

みなさんが毎日の生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようになるかわからなくて困ったりすることがあると思いますが、近くの法務局(本局と支局)や人権擁護委員は、いつでもそのような相談に応じます。相談は無料で、むずかしい手続きもいりません。また相談の内容は、厳に秘密を守ることになっています。

○〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜○

最近の世相は自己の権利を主張するあまり、他人の権利を軽視するという「思いやり」欠如の風潮がみられ、啓発活動推進の必要性を痛感されます。

「人権コーナー」を設けて人権思想啓発のために継続掲載いたします。

老人居室整備資金の貸付

福祉優先の現代、老人福祉の一環として六十九才以上の高齢者と同居する世帯で、高齢者の専用居室を増築または改築するに必要な経費を貸付し高齢者と家族との間の好ましい家族関係を維持するために「老人居室整備資金」を次の条件で貸付します。

申請書は役場社会福祉課にありますので希望者は早目に申込み下さい。

一、貸付対象者
岩室村に居住し、六十九才以上の親族と同居する者で、高齢者の専用居室を真に必要とし、自力で困難なもので村、県民税均等割以下のもの
二、貸付金の限度額 一戸当り五十万円
三、貸付件数 二件
四、申込期限 六月二十九日(土)午前中まで
五、貸付利率 年六・二%
六、償還期限 貸付けを受けた年を含め十年以内(据置期間なし)
七、償還方法 半年賦元利均等償還(一回の償還額元利合計三万四千円位)
八、貸付予定 六月中に申込みを受け七月に審査会を開き、決定者に対しては七月末乃至八月の予定
九、保証人(二人) 村内居住者

くわしいことは社会福祉課に問い合せ下さい。